

日 時：令和5年10月4日（水）14：30～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、加藤委員、藤原委員、梶田委員、高村委員、松元事務局長、三原事務局次長、山澄審議官、大槻審議官、森川総務課長、吉屋参事官、香月参事官、小嶋参事官、片岡参事官、石田参事官

○森川総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、全委員が御出席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第256回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は一つです。

議題1「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の医療情報取扱事業者である独立行政法人国立病院機構における再発防止策の実施状況について」、事務局から説明をお願いいたします。

（内容について一部非公表）

○事務局 まず、本件の経緯につきまして説明いたします。本件は、次世代医療基盤法に関わる個人情報の漏えい案件でございます。医療情報取扱事業者である独立行政法人国立病院機構（以下「NH0」という。）が情報提供の通知を行っていない患者の医療情報を認定匿名加工医療情報作成事業者の一般財団法人日本医師会医療情報管理機構（以下「J-MIMO」という。）に意図せず提供し、漏えいしたものです。今年7月の委員会にて決議後に、NH0に対して指導を行い、再発防止策の実施状況について報告を求めておりました。今回、NH0から報告を受けましたので、その内容につき、報告をさせていただきます。

本件の発生原因につきましては、NH0宇都宮病院が患者番号を6桁から8桁に変更したところ、その情報をNH0に共有していなかったことで、NH0で提供可能患者の医療情報を抽出する際に、本来抽出すべき患者と患者番号下6桁が一致する別の患者の医療情報を併せて抽出してしまい、提供したというものでした。

これに対して、委員会からは、組織的安全管理措置に関して、患者番号等の個人データの運用に関し変更があった場合には、速やかに各病院とNH0との間で情報共有がなされるよう周知徹底すること及び各病院における患者番号等の個人データの取扱状況について、自ら行う点検又は他部署等による監査を実施すること、また、これを定期的に行うように指導しました。これらについて現時点での実施状況の報告を受けております。

まず、患者番号の運用に変更がある場合の情報共有につきましては、NH0から各病院に対して文書にて事務連絡を行っております。

また、それに加えて各病院向けの勉強会の場でも、口頭で説明を実施しております。

また、点検に関しては、NH0にて「次世代医療基盤法における個人データの取扱 自己点

検チェックシート」を作成し、今年8月、当該シートを基に各病院で自己点検を実施し、全病院において適切な対応がなされていることを確認しております。また、この自己点検につきましては、今後、年度初めに定期的実施する予定と聞いております。

続いて、技術的安全管理措置について、委員会からは、NH0からJ-MIMOへ医療情報を提供するに当たって未通知患者の医療情報が確実に削除される仕組みを構築すること、また、仕組み構築後は仕組みが適切に稼働しているかを点検し、未通知患者の医療情報が確実に削除されていることを継続的に確認するように指導いたしました。

これについて、NH0ではデータベースから提供可能患者の医療情報を抽出するに当たり、患者番号のほかに生年月日と性別とも照合した上で、抽出するというシステムを導入しております。システム導入後に、サンプルデータを用いて稼働状況の点検を行い、患者番号に不一致がある場合は、当該患者のデータが抽出されないことを確認しております。現在まで不具合は確認されておられません。

また、今後、J-MIMOに医療情報を提供する場合は、随時システムの稼働状況を点検し、適切に処理されているか確認を継続していくということで報告を受けております。

今回、報告を受けました再発防止策の実施状況については、現時点においては一定の取組がなされているものと考えておりますが、委員会としては引き続き確実にこれらの取組がなされているか注視していきたいと考えております。また、本件については公表資料を委員会資料として公表したいと考えております。

事務局からは以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

加藤委員、お願いいたします。

○加藤委員 御説明ありがとうございます。

本件事案について、独立行政法人国立病院機構より、当委員会からの指導に対する再発防止策及びその実施状況に関する報告が提出されました。再発防止策の実施状況について、現時点では一定の取組がなされているものと認められますが、来年には改正次世代医療基盤法の施行が控えておりますので、当委員会としても、要配慮個人情報である患者の医療情報が適切に守られるよう、今般の再発防止策が確実に実施されていることなどを、引き続き、注視していくことが重要であると考えます。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御質問、御意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと考えますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題は、事案の社会的な影響を勘案し、配付の公表資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分を準備が整い次第、委員会のホームページで公表し、それ以外の資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については公表しないこととしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

本日の議題は以上でございます。

それでは、本日の会議はこれで閉会といたします。